

長慶苑 通所介護 料金表R6年6月

通常規模型通所介護 (事業所番号0272200148)

サービス提供時間(9:00~16:00)

	基本単価	*1)入浴介助加算/日	*2)個別機能訓練加算(I)口/日	*2)個別機能訓練加算(I)イ/日	*3)個別機能訓練加算(II)/月	*4)若年性認知症受け入れ加算/日	*5)サービス提供体制加算I/回	*6)ADL維持加算(I)/月	*6)ADL維持加算(II)/月	*7)科学的介護推進体制加算/月	*8)介護職員等処遇改善加算(I)	昼食代
要介護1	658	40	76	56	20	60	22	30	60	40	9.2%	500
要介護2	777											
要介護3	900											
要介護4	1023											
要介護5	1148											

*1)入浴したときのみ *2)対象者で訓練を受けた時のみで口はイに加えて専従者がいる時算定 *3)対象者のみ *4)対象者のみ

*送迎を行わなかった時は-47単位減算します。(片道)

*上記料金表示は負担割合証が1割の方の料金表示です。2割、3割の方は上記金額に負担割合額で算定されます。

配食弁当代

昼配食弁当	500円	*相馬地区のみ 65歳以上の方対象。ご自宅にお届けします。
夕配食弁当	500円	
朝食代	400円	朝食については、当日デイ利用予定で、何らかの事情によりデイサービス事業所にて朝食をとる方のみ対象。事情についてはケアマネージャーからの相談内容で対応を検討します。
朝食おにぎり	1個	
	2個	200円

利用キャンセル時の食費代

利用日2日前の8時までに連絡があった場合	昼食代の請求はなし。
	配食代の請求はなし。
利用日2日前の8時までに連絡がなかった場合	通常利用をお休みした場合請求なし。苑負担。
	誕生日会、郷土料理、他行事で通常の食事と異なる行事食の場合350円請求。差額は苑負担。
	夕配食は350円請求。差額は苑負担。
	朝食は400円請求。
	おにぎり1個150円。2個200円で請求。

長慶苑 通所介護 料金表 加算内容詳細 R6年6月

*1)入浴介助を適切に行うことのできる人員及び設備を有して入浴介助を行う。入浴中の利用者の観察を含む介助を行う場合について算定されるものであるが、この場合の「観察」とは、自立生活支援のための見守りの援助のことであり、利用者の自立支援や日常生活動作能力などの向上のために、極力利用者自身の力で入浴し、必要に応じて介助、転倒予防のための声かけ、気分の確認などを行うことにより、結果として、身体に直接接触する介助を行わなかった場合についても、加算の対象となるものであること。入浴介助に関わる職員に対し、入浴介助に関する研修などを行うこと。

*2)次に掲げる基準のいずれにも適合すること。

■一人把握型・情報収集型(Ⅰ)Ⅰ・Ⅱ共通

通所介護・地域密着型通所介護事業所の機能訓練指導員等が、利用者の居宅を訪問し、ニーズを把握するとともに、居宅での生活状況を確認。

■機能訓練指導員の配置

(Ⅰ)口:専従の機能訓練指導員を1名以上配置(配置時間の定めなし)

※(Ⅰ)口はイに加えて専従で1名以上配置する(配置時間の定めなし)

■計画作成

居宅訪問で把握したニーズと居宅での生活状況を参考に、多職種共同でアセスメントを行い、個別機能訓練計画を作成。

■訓練項目

・利用者の心身の状況に応じて、身体機能及び生活機能の向上を目的とする機能訓練項目を柔軟に設定。

・訓練項目は複数種類準備し、その選択に当たっては利用者の生活意欲が増進されるよう利用者を援助する。

■対象者

5人程度以下の小集団又は個別

■訓練の実施者

機能訓練指導員が直接実施(介護職員等が訓練の補助を行うことは妨げない)

■進捗状況の評価

3か月に1回以上実施し、利用者の居宅を訪問した上で、居宅での生活状況を確認するとともに、当該利用者又はその家族に対して個別機能訓練計画の進捗状況等を説明し、必要に応じて個別機能訓練計画の見直し等を行う。

*3)加算(Ⅰ)に加えて、個別機能訓練計画等の内容を厚生労働省に提出し、フィードバックを受けていること(LIFEへのデータ提出とフィードバックの活用)

*4)受け入れた若年性認知症の利用者さんごとに個別に担当を決めて、その方を中心に、その方の特性やニーズにあったサービスを提供。なお、この加算は若年性となっているように対象は、65歳の誕生日の前々日までです。この場合の、担当者には資格や人数などは問わないとなっています。また、利用者さんがサービスを受けるときに、担当者は必ず出勤しておかなくても、若年性認知症利用者受入加算の算定は可能です。若年性とは、40歳以上65歳未満のことを言います。認知症加算を算定している場合は、算定しません。

*5)当該指定通所介護事業所の介護職員の総数のうち、①介護福祉士の占める割合が70%以上。②勤続10年以上介護福祉士25%以上。①②いずれかに該当すること。

*6)ADL維持加算(Ⅰ)

イ.利用者等(当該施設等の評価対象利用期間が6月を超えるもの)の総数が10人以上であること。

ロ.利用者等全員について、利用開始月と当該月の翌月から起算して6月目(6月目にサービスの利用がない場合はサービス利用のあった最終月)においてバーセルインデックスを適切に評価出来る者がADL値を測定し、測定した日が属する月ごとに厚生労働省に提出していること。

ハ.利用開始月の翌月から起算して6月目の月に測定したADL値から利用開始月に測定したADL値を控除し、初月のADL値や要介護認定状況等に応じた値を加えて得た値(調整済ADL利得)について、利用者等から調整済ADL利得の上位及び下位それぞれ1割の者を除いた者を評価対象利用者等とし、評価対象利用者等の調整済ADL利得を平均して得た値が1以上であること。

ADL維持加算(Ⅱ)

上記イ.ロの要件を満たしていること。その他、評価対象利用者等の調整済ADL利得を平均して得た値が2以上であること。

*7)利用者ごとのADL値、栄養状態、口腔機能、認知症の状況その他の利用者様の心身の状況等に係る基本的な情報を、厚生労働省へ提出していること。必要に応じてサービス計画を見直すなど、サービスの提供に当たって、上記の情報その他のサービスを適切かつ有効に提供するために必要な情報を活用していること。

*8)介護職員等の確保へ向けて、介護職員の処遇改善のための措置が出来るだけ多くの事業所に活用されるよう推進する観点から、介護職員処遇改善加算、介護職員等特定処遇改善加算、介護職員等ベースアップ等支援加算について現行の各加算・各区分の要件及び加算率を組み合わせた4段階の「介護職員等処遇改善加算」に一本化を行う。

長慶苑 介護予防・日常生活支援総合事業 第1号通所事業 料 金 表

令和6年6月現在

通所介護相当サービス(A6)								
	基本単価	利用回数	*1) サービス提供体制加算 I	*2)科学的介護推進体制加算/月	送迎減算(送迎を行わなかった時)片道	*3)若年性認知症受け入れ加算1月につき	*4)介護職員等処遇改善加算(I)	昼食代
要支援1 事業対象者	1,798円/月	週2回まで	88	40	-47	240	9.2%	1食500円
要支援2	1,811円/月	週1程度	88					
	3,621円/月	週2～3まで	176					

*2)は加算対象者のみ。

*入浴料は基本単価に含まれています。

生きがい型デイサービス(A7)					
	サービス回数	単価	処遇改善加算	昼食代	入浴料
イ 生きがい型デイサービス	要支援1、事業対象者 ※ひと月あたり4回まで	305	28	1食 500円	1回 400円 (入浴した時のみ)
	要支援2(週1回程度) ※ひと月あたり4回まで	305	28		
	要支援2(週2回程度) ※ひと月あたり8回まで	305	28		
	要支援1、事業対象者 ※ひと月あたり5回以上の場合	1,318	119		
	要支援2(週1回程度) ※ひと月あたり5回以上の場合	1,318	119		
	要支援2(週2回程度) ※ひと月あたり9回以上の場合	2,702	243		
ロ 生きがい型デイサービス+特定地域加算	要支援1、事業対象者 ※ひと月あたり4回まで	315	29	1食 500円	1回 400円 (入浴した時のみ)
	要支援2(週1回程度) ※ひと月あたり4回まで	315	29		
	要支援2(週2回程度) ※ひと月あたり8回まで	315	29		
	要支援1、事業対象者 ※ひと月あたり5回以上の場合	1,368	126		
	要支援2(週1回程度) ※ひと月あたり5回以上の場合	1,368	126		
	要支援2(週2回程度) ※ひと月あたり9回以上の場合	2,792	257		

*上記料金表示は負担割合証が1割の方の料金表示です。2割、3割の方は上記金額に負担割合額で算定されます。

自立	利用料1回3000円+食費1回500円+入浴1回400円=3900円
----	------------------------------------

利用キャンセル時の食費代の請求について

利用日2日前の8時までに連絡があった場合	昼食代の請求はなし。配食代の請求はなし。
利用日2日前の8時までに連絡がなかった場合	通常利用をお休みした場合請求なし。苑負担。誕生会、郷土料理、他行事で通常の食事と異なる行事食の場合350円請求。差額苑負担。夕配食は350円請求。差額は苑負担。朝食は400円請求。おにぎり1個150円。2個200円請求。

長慶苑 介護予防・日常生活支援総合事業 第1号通所事業 加算内容詳細 R6年6月～

* 1) 当該指定通所介護事業所の介護職員の総数のうち、①介護福祉士の占める割合が70%以上。②勤続10年以上介護福祉士25%以上。①②いずれかに該当すること。

* 2) 利用者ごとのADL値、栄養状態、口腔機能、認知症の状況その他の利用者様の心身の状況等に係る基本的な情報を、厚生労働省へ3カ月に1回提出していること。必要に応じてサービス計画を見直すなど、サービスの提供に当たって、上記の情報その他のサービスを適切かつ有効に提供するために必要な情報を活用していること

* 3) 若年性認知症の患者さんに対して、介護予防通所介護(デイサービス)を行った時に、加算できます。受け入れた若年性認知症の利用者さんごとに個別に担当者を決めて、その人を中心に、その利用者さんの特性やニーズにあったサービスを提供していく必要があります。なお、この加算は若年性となっているように対象は、65歳の誕生日の前々日までです。この場合の、担当者には資格や人数などは問わないとなっています。また、利用者さんがサービスを受けるときに、担当者は必ず出勤しておかなくても、若年性認知症利用者受入加算の算定は可能です。若年性認知症利用者受入加算算定時の誕生日については、介護予防の場合は月単位の介護報酬の請求になります。その場合に、前々日が入っている月に関しては算定が可能となっています。但し、その月において65歳の前々日までにサービスの利用実績がない場合は、算定できません。若年性とは、40歳以上65歳未満のことを言います。

* 4) 介護職員等の確保へ向けて、介護職員の処遇改善のための措置が出来るだけ多くの事業所に活用されるよう推進する観点から、介護職員処遇改善加算、介護職員等特定処遇改善加算、介護職員等ベースアップ等支援加算について現行の各加算・各区分の要件及び加算率を組み合わせた4段階の「介護職員等処遇改善加算Ⅱ」一本化を行う。

特定地域加算とは、西部、南部、北部、東部の一部地域の居住者へサービスを提供する場合の加算

西部・・・ 藍内、愛宕、大助、兼平、紙漉沢、葛原、国吉、熊嶋、黒滝、黒土、高野、五所、五代、坂市、桜庭、沢田、新法師、昴、相馬、高岡、高屋、龍ノ口、館後、常盤野、鳥井野、中野(丁目以外)、中畑、新岡、如来瀬、鼻和、番館、百沢、平山、藤沢、真土、宮地、八幡、水木在家、湯口、横町、吉川、米ヶ袋

南部・・・ 一野渡、狼森、大和沢、小栗山、小沢、坂元、清水森、下湯口、松木平

北部・・・ 青女子、大森、小友、鬼沢、折笠、貝沢、笹館、種市、十腰内、十面沢、富栄、中別所、檜木、糠坪、百沢、細越、蒔苗、宮館、三和、弥生

東部・・・ 小金崎、乳井、八幡館、薬師堂